

中長期計画書（様式第3）記載見本集

— 特定貨物自動車運送事業者等 —



本記載見本は、2026 年 4 月に施行された改正物流効率化法に基づき、特定貨物自動車運送事業者等が作成・提出する「中長期計画書（様式第 3）」の参考資料です。

本見本では 2 つの記載例を提示しています。

- **取組が進んでいる企業向け記載例**：既に KPI 把握や拠点横展開が進んでいる企業を想定した、高度な取組や全社展開、定量 KPI を含む例。
- **これから取組を深める企業向け記載例**：まずは現状把握や代表的な工場・モデル拠点での試行から進める企業を想定した、初歩的・段階的で書きやすい例。

様式第 3 の各欄に、どのような内容をどの程度の粒度・水準で記載すればよいかをイメージできるようにすることを目的としているため、自社の実態（取扱品目、拠点構成、事業規模等）に合わせて、数値や実施時期、表現を調整しながら、参考として活用してください。

※中長期計画書の提出はオンラインフォームで行います。

中長期計画書（様式第 3）記載見本

取組が進んでいる企業向け

（全社的に物流効率化を実施しているモデルケース）

この記載例は、特定貨物自動車運送事業者等のうち、物流効率化への対応が比較的進み、既に全社的な方針や KPI のもとで施策を展開している企業像を想定して作成しています。

- デジタルを活用した配車管理を導入し、トラック予約受付システム等に対応している。
- 荷主企業に対して、物流効率化や荷待ち・荷役等時間の削減に向けて恒常的に協議・連携を行えている。
- 特定流通拠点の整備や大型トラックの導入などの大規模な投資を行う予定がある。 等

など、比較的高度な施策を前提とした記載例となっており、自社で既に一定の取組を実施している製造事業者が、今後目指すべき水準をイメージする場合のモデルとして参考にしてもらうことを想定しています。

中 長 期 計 画 書

国土交通大臣 殿

2026 年 10 月 1 日

住 所 東京都千代田区霞が関 2-1-3
法人名 ○×運輸株式会社
法人番号 2000012100001
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 鈴木太郎

物資の流通の効率化に関する法律第38条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

特定貨物自動車運送事業者等番号	2000012100001	
事業者の名称	○×運輸株式会社	
主たる事務所の所在地	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話（ 03-5253-8111 ）	
作成担当者 連絡先	所在地 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-3 職名 物流本部長 氏名 田中次郎 電話番号（ 03-5253-8111 ） メールアドレス	
計画期間	（ 2026 ）年度 ～ （ 2030 ）年度	☐ 計画内容の変更 有り

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
- 3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

Ⅱ 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1. 計画内容

実施する措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
輸送網の集約	同一方面への輸送について、自社の複数営業所が個別に輸送を実施していることから、積載率の低い便が発生するとともに、輸送需要に対して運行便数が過剰となっている。このため、営業所間の輸送需要を集約し、同一方面への輸送便の統合、貨物の混載を推進することで、輸送網の集約を図る。これにより、対象便の積載率を 50%から 65%へ向上させるとともに、運行便数を 15%削減する。	2026 年度～ 2030 年度
共同配送センターの活用	過疎地域においては、積載率の低い運行が発生しているほか、運転者不足や収益性の低下が課題となっている。このため、共同配送センターを活用して貨物を集約し、積み合わせ輸送を実施する。これにより、対象便の積載率を 45%から 55%へ向上させるとともに、輸送の効率化及び地域における輸送力の確保を図る。	2026 年度～ 2030 年度
求貨求車システムの活用	発地・着地間の輸送において、荷主から復荷情報を十分に取得できていないことから、帰路における空車走行が発生している。このため、既存取引先への定期的なヒアリングを実施するとともに、求貨求車システムを活用して貨物情報と車両情報のマッチングを行うことで復荷の確保を推進する。これにより、空車走行を削減し、実車率を 50%から 80%へ向上させる。	2026 年度～ 2030 年度
貨物量の平準化及び配車管理システムの導入・活用	荷主ごとの出荷時期の偏りにより、月末や週末に貨物が集中する一方、それ以外の期間には積載率が低下するなど、車両運用の非効率が生じている。また、手作業による配車計画を行っていることから、効率的な運行経路の設定が十分に行われていない。このため、荷主との協議を通じて受渡し日時や納品日の調整を行い、貨物量の平準化を図るとともに、配車管理システムを導入・活用することで、配車計画及び運行経路の最適化を推進する。これにより、貨物需要の繁閑差を縮小し、車両運用の平準化を図るとともに、積載率を 50%から 60%へ向上させる。	2026 年度～ 2030 年度
大型トラック・セミトレーラー連結車の導入	幹線輸送においては、ドライバー不足が深刻化する中、従来の車両による輸送では必要な輸送力の確保が課題となっている。このため、輸送能力を維持・向上させる観点から、セミトレーラー連結車やダブル連結トラックなどの大型車両を 20 台導入し、1 運行当たりの輸送量を拡大する。これにより、幹線輸送における運行便数を 15%削減するとともに、限られたドライバーで効率的な輸送を実施する。	2026 年度～ 2030 年度

2. その他計画に関する事項及び参考情報

物流効率化法に基づく判断基準を踏まえ、物流効率化に関する取組状況及びその効果の把握・分析を継続的に実施するとともに、必要に応じて荷主との協議及び提案を行い、関係事業者との連携を図りながら物流効率化を推進する。あわせて、社内教育及び従業員への周知を徹底し、物流効率化に関する認識の共有及び取組意識の向上を図る。

また、共同輸配送の推進及び復荷の確保等により積載効率の向上に取り組むとともに、物流効率化に関する協議会、説明会その他の情報交換の場へ積極的に参加し、関係事業者との連携強化を通じて持続可能な物流の実現に取り組む。

備考 2 には、1 に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

中長期計画書（様式第 3）記載見本

これから取組を深める企業向け

（段階的に物流施策を導入するケース）

この記載例は、特定貨物自動車運送事業者等のうち、物流効率化にまだ本格的には取り組めておらず、これから体制整備を進める企業像を想定して作成しています。

- 積み合わせ便導入の提案を行う。
- 既存取引先への営業活動により復荷の確保に努めて帰り荷の確保に努める。

など、着手しやすさに配慮した記載例となっており、これから取組を深める特定貨物自動車運送事業者等が、初期的な計画策定の参考とできる構成としています。

中 長 期 計 画 書

国土交通大臣 殿

2026 年 10 月 1 日

住 所 東京都千代田区霞が関 2-1-3
法人名 ○×運輸株式会社
法人番号 2000012100001
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 鈴木太郎

物資の流通の効率化に関する法律第38条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

特定貨物自動車運送事業者等番号	2000012100001	
事業者の名称	○×運輸株式会社	
主たる事務所の所在地	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話（ 03-5253-8111 ）	
作成担当者 連絡先	所在地 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-3 職名 物流本部長 氏名 田中次郎 電話番号（ 03-5253-8111 ） メールアドレス	
計画期間	（ 2026 ）年度 ～ （ 2030 ）年度	☐ 計画内容の変更 有り

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
- 3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

Ⅱ 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1. 計画内容

実施する措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
配送ルート及び運行便の見直し、配車頻度の見直し	貨物量や配送先が分散しており、一つの運行当たりの積載量が十分でない場合がある。また、輸送ルートや運行便について定期的な見直しが行われていない。そこで、貨物の集約及び混載輸送の実施について検討する。また、輸送ルート及び運行便の見直しを行い、輸送網の集約による輸送の効率化を図る。	2026 年度～ 2030 年度
荷主 及び 他 事業 者との協議、共同 配送の実施	他の協力会社や荷主との連携が十分でなく、配送の共同化に向けた取組が進んでいない。そこで、荷主、他の協力会社との情報共有及び協議を行い、共同輸送の実施可能性について検討する。	2026 年度～ 2030 年度
求貨求車システムの活用	帰路において空車運行が発生しており、実車率の向上が課題となっている。また、復路貨物の確保に向けた荷主や他の協力会社との連携が十分ではない。そこで、復路貨物の確保に向けて、荷主、他の協力会社との情報共有及び協議を進めるとともに、求荷求車システム等のマッチングサービスの活用を検討する。	2026 年度～ 2030 年度
配車調整、運行計画の見直し	配車計画及び運行経路について十分な見直しが行われておらず、効率的な車両運用ができていない場合がある。そこで、輸送実態を踏まえ、配車計画及び運行経路の見直しを行う。また、輸送情報の活用等により効率的な運行の実施を図る。	2026 年度～ 2030 年度
車両の大型化	輸送量や貨物特性に対して使用する車両が必ずしも最適でない場合があり、車両が有する積載能力を十分に活用できていない。そこで、荷主との情報共有及び協議を行い、輸送する貨物の量や輸送条件の見直すとともに、車両の大型化その他積載重量の増加に資する取組を検討する。	2026 年度～ 2030 年度
関係事業者との連携強化	（ターミナルに係るコンテナ事業が主たる事業であり、自社のみで積載効率の向上を図ることが困難である事業者） 当社は海上コンテナ輸送を主たる事業としており、自社のみで積載率向上を図ることは困難である。そこで、コンテナシャーシの効率的な運用に関する知見をターミナル事業者・荷主・運送事業者間で共有し、物流課題を解決する体制の整備を図る。	2026 年度～ 2030 年度

2. その他計画に関する事項及び参考情報

当社は、1 運行当たりの積載効率を定量的に把握できておらず、自社の物流効率化に関する課題を十分に把握できていないという課題がある。

このため、2026 年度の運行記録や配車実績を分析し、実車率及び積載率の把握・可視化を行う。

その結果を踏まえ、積載効率の低い運行や、積載効率が低い傾向にある荷主との取引について課題を整理し、上記取組について、2027 年度から 2030 年度にかけて実施する。

備考 2 には、1 に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。